

オンラインカジノ対策に関するスポーツ庁の取組について

スポーツ庁 参事官(国際担当)

令和7年12月

オンラインカジノ対策に関するスポーツ庁の取組について

取組の概要

1. ガバナンスコードの策定・周知

▶ 「スポーツ団体向けガバナンスコード」を策定・周知し、各スポーツ団体におけるコンプライアンス教育の実施等によるコンプライアンス意識の徹底や、ガバナンスの確保を促進。

2. スポーツ団体の取組への支援

▶ スポーツ界におけるインテグリティ確保のため、ガバナンスコードの遵守に向けて積極的な取組を進める中央競技団体への支援等を実施。

3. スポーツ基本法の改正を受けた対応

▶ 「スポーツ基本法」を改正し、スポーツの公正及び公平の確保等にかかる条文を新設。

4. オンラインカジノを含む違法賭博に関する注意喚起

▶ 本年7月に改めて、各スポーツ団体に対して、コンプライアンス教育の実施を求めるとともに、海外で活動する日本人選手も含め違法なオンラインカジノの広告への出演等について注意喚起。

1. ガバナンスコードの策定・周知

▶ 「スポーツ団体向けガバナンスコード」を策定・周知し、各スポーツ団体におけるコンプライアンス教育の実施等によるコンプライアンス意識の徹底や、ガバナンスの確保を促進。

目的

- スポーツ団体が、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成する（スポーツ基本法第5条第2項）等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として、ガバナンスコードを策定。
- 適切な組織運営を行うことで、不祥事事案を未然に防止することとどまらず、社会の変化に柔軟に対応し、スポーツの価値の最大化に資するよう、それらの重要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることを目的としている。

▼「スポーツ団体ガバナンスコード（一般団体向け）」本文抜粋

原則3：暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

- ・コンプライアンスの実践は、単なる法令遵守にとどまらず、組織や業界において定められる様々な規範、さらには社会規範の遵守を含むものであり、一般スポーツ団体が多様なステークホルダーと国民・社会からの信頼を得て、安定的かつ持続的に組織運営を行う上での前提条件又は組織統治の基盤になるものである。
- ・ひとたびコンプライアンス違反事案が発生すると、組織に対する社会的信用を失墜させ、ひいてはスポーツへの社会的評価を低下させることにつながりかねない。一般スポーツ団体が組織として存続する限り、常にコンプライアンスが実践されている又はコンプライアンス違反が生じていない状態が保持されていることが必要である。そのためには、一般スポーツ団体に関わる全ての者がコンプライアンスに係る知識を身に付けるとともに、コンプライアンス意識を徹底することが不可欠である。
- ・コンプライアンス教育に関しては、一過性の取組ではなく、一般スポーツ団体自らが定期的にコンプライアンス教育を実施すること、又は統括団体やNPO、公的機関等が実施する研修・講演会・セミナー等への定期的な参加を促すことが求められる。

(中略)

(2) について

- ・指導者、競技者等向けのコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下の内容を取り扱うことが考えられる。
 - ① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 - ② 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 - ③ SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
 - ④ 不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等）
 - ⑤ スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について
 - ⑥ その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）

2. スポーツ団体の取組への支援

▶スポーツ界におけるインテグリティ確保のため、ガバナンスコードの遵守に向けて**積極的な取組を進める中央競技団体への支援**等を実施。

現状・課題

スポーツ界においては、令和元年に策定したスポーツ団体ガバナンスコードに基づく競技団体の適合性審査やスポーツ仲裁活動の推進、また、競技団体の組織基盤強化の取組等を通じて、スポーツ・インテグリティの確保に向けて一体的に取り組んできた。

しかしながら、依然として**スポーツ団体ガバナンスコードに基づく各競技団体の取組は十分とは言えず、スポーツの価値を脅かす不祥事が発生している状況であることから、スポーツ・インテグリティの確保に向けて更なる取組が必要**である。

(スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査等の結果)

- ・適合性審査「不適合」の中央競技団体数
R2: 1 R3: 0 R4: 0 R5: 0 R6: 0
- ・適合性審査「要改善」の中央競技団体数
R2: 5 R3: 1 R4: 3 R5: 2 R6: 12
- ・円卓会議に不祥事事案を報告された中央競技団体数
R3: 1 R4: 1 R5: 0 団体 R6: 1

事業内容

我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツを推進するため、競技団体が行うガバナンス確保に向けた取組を支援することで、競技団体のガバナンスを向上させる。

ガバナンスコードの実効化に向けた支援

スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨や目的等について、競技団体が十分に理解した上で、主体的にコード遵守に取り組めるよう、ワークショップ等を開催することにより、単に適合性審査基準を満たすことのみを目的とした取組ではない、真にガバナンス確保につながる取組の実施を支援する。

件数・単価	1箇所× 約12百万円	交付先	民間団体
-------	----------------	-----	------

※令和7年度「スポーツインテグリティ推進事業」の一部を抜粋

アウトプット（活動目標）

ガバナンスコードに関する競技団体役職員の研修機会の確保

<R6年度実績>
・競技団体役職員向け研修会を2回実施

短期アウトカム（成果目標）

アンケートにおいて「ガバナンスコードに対する理解が深まった」と回答する競技団体の割合

令和7年度目標：100%

中期アウトカム（成果目標）

適合性審査二巡目(R6～9)において「要改善事項」無しの「適合」評価を受ける競技団体の割合

R9年度目標：100%

長期アウトカム（成果目標）

スポーツ界における不祥事の未然防止

円卓会議に報告される不祥事事案
R5年度：0件→**R10年度：0件**

3. スポーツ基本法の改正を受けた対応

▶ 本年6月に「**スポーツ基本法**」を改正し、スポーツの公正及び公平の確保等にかかる条文を新設するとともに、施行通知及びスポーツ関係者の参加する会議等を通じて**各スポーツ団体等に周知**。

▼「**スポーツ基本法**」(令和7年6月20日改正) 抜粋

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等 **※新設**

(スポーツに係る競技の不正な操作等の防止)

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

▼「**スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）**」(令和7年9月1日) 抜粋

10 スポーツの公正及び公平の確保等について

法第3章第4節において、「スポーツの公正及び公平の確保等」は、「スポーツ・インテグリティの確保等」を指し、スポーツ・インテグリティに関する国内外の機運の高まりなどを踏まえ、これまで個別に規定していた、ドーピング防止活動やスポーツにおける紛争の解決に関する規定を新設した節に移動するとともに、スポーツにおける「暴力」、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「盗撮」、「（インターネット上の）誹謗中傷」等の防止や、**スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、スポーツ団体のガバナンスの確保**に関する規定が新設されたこと。

上記を踏まえ、国及び地方公共団体は、暴力等により、スポーツを行う者がスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないよう、相談体制の構築など暴力等の防止について必要な措置を講じること。また、スポーツ団体は「スポーツ団体ガバナンスコード」等を踏まえ、スポーツ団体のガバナンスの確保等に努めるとともに、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないように努めること。加えて、選手や指導者等のスポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることがないよう、また役職員が当該団体における選手や指導者等の違法行為や不正行為の防止等に適切に対処できるよう、コンプライアンス意識の徹底に取り組むよう努めること。

○以下の会議等において、スポーツ基本法改正を踏まえ、スポーツの公正及び公平の確保等についてスポーツ庁より周知・説明を実施。

令和7年8月24日 JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）国際人養成アカデミー

9月24日 都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議

9月25日 JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）ナショナルコーチアカデミー 等

4. オンラインカジノを含む違法賭博に関する注意喚起

▶ 本年7月に改めて、各スポーツ団体に対して、**コンプライアンス教育の実施を求める**とともに、海外で活動する日本人選手も含め**違法なオンラインカジノの広告への出演等について注意喚起**。

「オンラインカジノを含む違法賭博に関する注意喚起について（周知）」抜粋（令和7年7月22日付事務連絡）

…スポーツ庁としては、これまで「スポーツ団体ガバナンスコード」を通じて、各統括団体、中央競技団体、リーグ、クラブ・チーム等のスポーツ団体に対して、選手や指導者等へのコンプライアンス教育の実施等を求めてきたところです。

各団体におかれましては、**選手や指導者等のスポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることがないよう、また役職員が当該団体における選手や指導者等の違法行為や不正行為の防止等に適切に対処できるよう、コンプライアンス教育の実施等により、コンプライアンス意識の徹底に一層取り組んでいただくようお願いします。**

(中略)

国内において発信される広告は当然のこと、オンラインカジノが合法である国から発信されるオンラインカジノ広告であっても、日本向けに発信されている日本語のオンラインカジノ広告は、日本国内では違法であるオンラインカジノ利用を助長することになり得ます。

選手が有する社会的な影響力に鑑みると、海外で活動する日本人選手も含め、選手が日本向けのオンラインカジノ広告に関わらないよう啓発していくことが重要です。

このため、**登録・所属する選手や指導者等に対して、以下のような事項について周知し注意喚起を行うなど適切な対応をお願いします。**

加えて、**統括団体や中央競技団体におかれましては、より社会的な影響力のある海外で活動する日本代表選手等に対しても、注意喚起していただくよう強くお願いします。**

- ・ 日本国ではオンラインカジノの利用や、これに誘導するインターネットを利用した情報発信行為は違法であること
- ・ 海外であっても日本向けのオンラインカジノ広告への出演は、国内での違法行為を助長する可能性があり、出演を控えることが望ましいこと
- ・ スポンサー契約等の際には、契約内容に日本向けのオンラインカジノ広告への出演が含まれていないか確認するなど、オンラインカジノ等の日本国内で違法とされる賭博行為に関与することがないよう慎重に対応することが望ましいこと

以上のこと、各統括団体におかれましては、加盟する中央競技団体に対して周知するとともに、加盟・登録の都道府県競技団体等に対する周知や各都道府県競技団体等における適切な対応についても依頼くださるようお願いします。

一般社団法人トップリーグ連携機構におかれましては、参加トップリーグに対して周知するとともに、所属するクラブ・チームに対する周知や各クラブ・チームにおける適切な対応についても依頼くださるようお願いします。